

病後児保育の実施

病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）は、病気の回復期などで集団保育ができないとき、勤務が休めないなどの理由がある保護者に代わってお子さんをお預かりする保育です。

対象／南国市内の保育所（園）に入所している児童

実施施設／後免野田保育園 定員／一日4名

利用料／無料

＊特別な食事や緊急の医療費など実費負担は別途必要
 備考／利用には、事前に後免野田保育園に確認のうえ申請書とかかりつけの医師の承認書（承認料が必要）を提出してください。

＊申請書は、各保育所、福祉事務所に用意しています。

申込先・お問い合わせは

福祉事務所保育係

（☎880・6566）

後免野田保育園

（☎864・2462）まで

一時保育事業

市では、保育所に入所していない1歳以上のお子さんを対象に、1日または半日、一時的にお子さんをお預かりす

市民からのお便り

娘が誕生した孫を連れてびよびよルームに行って来たと聞きました。とても楽しかったそうです。

る一時保育事業を実施しています。この5月から、新たに里保育所でも一時保育事業を実施します。急用、病気、育児疲れなど育児が困難なときにご利用ください。

対象／南国市に住所のある方で、次のいずれかに該当する場合

保護者のパート労働、職業訓練などにより、家庭における育児が一時的にできなくなる場合

保護者の傷病・入院などにより、緊急・一時的に保育が必要となる場合

保護者の育児疲れ解消などの私的な理由により、一時的に保育が必要となる場合

実施施設

長岡西部保育所・里保育所 利用料／日額2千円（半日千円）

保育時間／午前8時～午後4時（土、日、祝日は除きます。利用日数は原則週3日を限度とします。）

申込先・お問い合わせは 福祉事務所保育係

（☎880・6566）

長岡西部保育所

（☎864・2927）

里保育所

（☎865・1200）まで

介護保険でのサービスを利用されている皆さんへ

介護保険を利用されている方は、確定申告（所得税）・市県民税などの申告をする際に、次のような控除を受けられる場合があります。

障害者控除

要介護認定を受けられた65歳以上の方で、要介護度が1～5の方は、障害者手帳交付の有無にかかわらず、障害者控除の対象となる場合があります。確定申告の場合、保健課が発行する認定書が必要です。

医療費控除

施設に入所、または在宅サービスを利用されている方が負担しているなかで、医療費控除に該当するサービス料がありますので、領収書を添えて申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。

お問い合わせは

保健課高齢者介護保険係

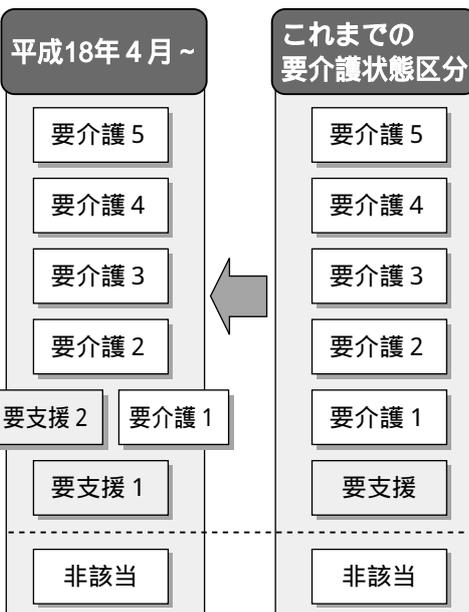
（☎880・6556）

または税務課市民税係

（☎880・6554）まで

要介護認定の区分が変わります

平成18年3月31日以降に要介護認定の有効期間が終了する方や、平成18年4月1日以降に新たに要介護認定の申請をされる方は、新たな認定区分で認定が行われます。申請から二次判定（審査会での判定）に至るまでの流れについては、大きな変更はありません。



要介護1に相当する方の状態の維持・改善の可能性を審査し、**要介護1と要支援2に分けます。**

要介護1～5と認定された方は、介護保険の介護サービスが利用できます。

要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアプランが作成され、介護保険の介護予防サービスが利用できます。

*地域包括支援センターは、保健課内に設置されます。

介護保険の財源の半分は保険料で賄われています。過剰なサービスの利用は保険料の高騰につながります。

お問い合わせは 保健課高齢者介護保険係（☎880・6556）まで

消防だより

平成18年度 春季全国 火災予防運動

3月1日(水)～7日(火)まで、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

春は季節風の強い日が多く、市内中小河川のしゅんせつ工事や山田堰関係の「川干」と重なるため、ちょっとした不注意から思わぬ大火になる恐れがあります。また、放火火災による被害の低減を図るため、家のまわりに燃えやすいものを置かないよう注意しましょう。

火の取り扱いには慎重に、火災の発生を防止しましょう。

火の用心7つのポイント

(3つの習慣・4つのポイント)

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つのポイント

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報機を設置する
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために防炎装置を設置する
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

市民からのお便り

バスの職員さんが親切で移動図書館をよく利用しますが、新しい本もバスにお願いします。

遺跡内の土地掘削

市の遺跡に 西野々遺跡を追加

高知南国道路建設に伴う発掘調査で発見された西野々遺跡(大埴字西野々、字竹中近辺)が、市の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)として正式に加えられました。文化財保護法により、遺跡内で土地の掘削を伴う工事を行う場合は、工事開始60日前までに届出が必要です。市の遺跡地図は生涯学習課で無料配布していますので、工事計画の際には確認をお願いいたします。

お問い合わせは 生涯学習課文化財担当 (☎880・6569)まで

スポーツ安全保険

加入・年度更新のお知らせ

スポーツ・文化・ボランティア活動に最適な保険です。加入して安心な活動をしましょう。現在加入されている方も、年度ごとの更新が必要です。

資格/5名以上の団体
対象となる事故
グループ活動中の事故、往復中の事故
保険期間/平成18年4月1日～平成19年3月31日
申込先・お問い合わせは 生涯学習課 (☎880・6569)まで

「名簿集め」にご注意

年度末、年度始めの3月、4月には、『名簿集め』と思われる事案が多発します。

手口は、児童・生徒宅に電話がかかり、PTAの役員と名乗って「PTAのことで連絡を取りたいので、同級生の名前と電話番号を教えてほしい」と、また、運送業者や電気店などを名乗り、「電気製品を配送したいので住所を教えてほしい」などです。

夏休みなどで子どもが家におり、子どもが電話にでる機会が多い時期も多発します。電話に子どもがでる場合は、「今、家の人が留守なので」と言って切るようにし、電話番号や住所を教えないようご注意ください。

掲示板

3月の納税は

国保税(8期分)

口座振替をご利用の方は、納期限前に口座残金をご確認ください。尚、口座振替済通知書は今年度より送付しませんので、通帳記入でご確認ください。

交通事故発生状況

	人身事故件数	死者	負傷者
18年1月	31件	0人	37人

火災・救急(1月分)

《火災》		《救急》	
発生件数	2件	出動回数	193回
建物	1件	急病	117回
山林	0件	交通事故	19回
その他	1件	一般事故	21回
被害額	調査中	その他	36回

人権・行政相談

とき/3月20日(月)
10:00~15:00
ところ/社会福祉センター

犬・猫の引き取り

とき/3月7日(火)・4月4日(火)
9:00~9:30

ところ/市役所北側駐車場
お問い合わせは 生活環境課環境係 (☎880-6557)まで

無料法律相談

とき/毎月第1・第3土曜日
10:00~12:00
ところ/社会福祉センター
あらかじめ電話で、社会福祉協議会(☎863-4444)に予約してください。

図書館だより

図書館の休館

図書館移転のためしばらく休館します。休館中の図書の返却は返却ポストがご利用できます。3月中は現図書館(後免町)へ、4月からは新図書館(篠原)へお願いします。

休館期間
3月13日(月)から
1カ月程度

お問い合わせは、南国市立図書館 (☎863-0469)まで